現 行

## Ⅲ-2 業務の適切性

#### Ⅲ-2-1 業務管理体制の整備

信用格付業者は、金商法第66条の33第1項において、信用格付業を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を整備することが求められている。信用格付業者は、金商業等府令第306条第1項各号において整備することが求められている業務管理体制の各項目につき、自社の業務の特性・規模・複雑性等に応じた適切な水準・深度となるよう体制を整備する必要がある。

なお、グループとして業務を行う信用格付業者については、金商業等府令第306条第5項において、一定の条件の下で、グループで共同して業務管理体制を整備することが認められているが、この場合にも、個々の信用格付業者が行う業務の特性・規模・複雑性等を踏まえて、適切な体制整備を行う必要がある。

信用格付業者が業務管理体制を整備するに当たっては、全社的な業務管理体制が確立されるよう、取締役会等が適切に機能を発揮する必要がある。また、グループとして業務を行う信用格付業者が、金商業等府令第306条第5項に基づき、グループで共同して業務管理体制を整備する場合においては、各信用格付業者の取締役会等の適切な連携を確保する必要がある。

(注) この場合において、グループ内の格付会社であっても、無登録業者に業務管理体制の一部を担わせることはできないことに留意する。例えば、信用格付業者が、グループ内の無登録業者の策定した格付付与方針等(信用格付の付与に係る方針及び方法をいう。以下同じ。)をそのまま利用し、自らは見直しの権限を有しない場合には、当該信用格付業者は、格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置(Ⅲ-2-1(5)④参照)を十分に講じているとは認められないおそれがあることに留意する。

さらに、法令の趣旨を踏まえた業務管理体制が確立されるためには、社内規則等が適切に整備されるとともに、その制定・改定・通知の発出にとどまらず、研修その他の方法により役職員への周知・徹底が確実に図られる態勢となっている必要がある。また、業務管理体制の実効性を確保するためには、内部監査等の内部牽制機能が十分発揮されるとともに、業務管理体制の妥当性及び実効性の検証を踏まえて、必要に応じ社内規則等の見直しが行われる態勢となっている必要がある。

## 改正後

# Ⅲ-2 業務の適切性

## Ⅲ-2-1 業務管理体制の整備

信用格付業者は、金商法第66条の33第1項において、信用格付業を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を整備することが求められている。信用格付業者は、金商業等府令第306条第1項各号において整備することが求められている業務管理体制の各項目につき、自社の業務の特性・規模・複雑性等に応じた適切な水準・深度となるよう体制を整備する必要がある。

なお、グループとして業務を行う信用格付業者については、金商業等府令第306条第5項において、一定の条件の下で、グループで共同して業務管理体制を整備することが認められているが、この場合にも、個々の信用格付業者が行う業務の特性・規模・複雑性等を踏まえて、適切な体制整備を行う必要がある。

信用格付業者が業務管理体制を整備するに当たっては、全社的な業務管理体制が確立されるよう、取締役会等が適切に機能を発揮する必要がある。また、グループとして業務を行う信用格付業者が、金商業等府令第306条第5項に基づき、グループで共同して業務管理体制を整備する場合においては、各信用格付業者の取締役会等の適切な連携を確保する必要がある。

(注) この場合において、グループ内の格付会社であっても、無登録業者に業務管理体制の一部を担わせることはできないことに留意する。例えば、信用格付業者が、グループ内の無登録業者の策定した格付付与方針等(信用格付の付与に係る方針及び方法をいう。以下同じ。)をそのまま利用し、自らは見直しの権限を有しない場合には、当該信用格付業者は、格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置(Ⅲ-2-1(5)④参照)を十分に講じているとは認められないおそれがあることに留意する。

さらに、法令の趣旨を踏まえた業務管理体制が確立されるためには、社内規則等が適切に整備されるとともに、その制定・改定・通知の発出にとどまらず、研修その他の方法により役職員への周知・徹底が確実に図られる態勢となっている必要がある。また、業務管理体制の実効性を確保するためには、内部監査等の内部牽制機能が十分発揮されるとともに、業務管理体制の妥当性及び実効性の検証を踏まえて、必要に応じ社内規則等の見直しが行われる態勢となっている必要がある。

現 行

こうした点を前提に、信用格付業者の業務管理体制の整備状況については、金商業等府令第306条第1項各号に規定する各項目ごとに、例えば以下の点に留意して検証することとする。

(1)~(3)(略)

- (4) 法令等遵守を確保するための措置
  - ① 法令等遵守に関する方針及び手続等に係る留意点

イ. ~ハ. (略)

二. 法令等遵守に関する研修・教育体制を確立・充実し、役職員の法令等遵守意識の醸成・向上に努めているか。また、研修の評価及びフォローアップを適宜行い、内容の見直しを行うなど、実効性の確保に努めているか。

(新設)

(<u>注</u>) その他、信用格付業者及びその役職員の禁止行為に関する法令等遵守については、Ⅲ-2-2に留意するものとする。

(以下略)

改正後

こうした点を前提に、信用格付業者の業務管理体制の整備状況については、金商業等府令第306条第1項各号に規定する各項目ごとに、例えば以下の点に留意して検証することとする。

(1)~(3)(略)

- (4) 法令等遵守を確保するための措置
  - ① 法令等遵守に関する方針及び手続等に係る留意点

イ. ~ハ. (略)

- 二. 法令等遵守に関する研修・教育体制を確立・充実し、役職員の法令等遵守意識の醸成・向上に努めているか。また、研修の評価及びフォローアップを適宜行い、内容の見直しを行うなど、実効性の確保に努めているか。
  - (注1) 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みについては、総合指針「Ⅲ-2-11 反社会的勢力による被害の防止」に準じて取り扱うものとする。
  - (注2) その他、信用格付業者及びその役職員の禁止行為に関する 法令等遵守については、Ⅲ-2-2に留意するものとする。

(以下略)